

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月21日

【事業年度】 第5期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 株式会社あらた

【英訳名】 ARATA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 畑中 伸介

【本店の所在の場所】 千葉県船橋市海神町南一丁目1389番地

【電話番号】 047-495-1233（代表）

【事務連絡者氏名】 代表取締役 専務執行役員管理本部長  
兼内部統制推進室室長 鈴木 洋一

【最寄りの連絡場所】 千葉県船橋市海神町南一丁目1389番地

【電話番号】 047-495-1233（代表）

【事務連絡者氏名】 代表取締役 専務執行役員管理本部長  
兼内部統制推進室室長 鈴木 洋一

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所  
（東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第5期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の有価証券報告書の一部に訂正事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は、\_\_線\_\_で示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(4) <省略>

(5) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

(6)、(7)、(8)、(9)、記載なし

(訂正後)

(1)～(4) <省略>

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計としております。

(6) 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

(7) 取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

(8) 自己株式の取得

当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。